

## 令和2年度 大牟田市教育委員会3月定例会会議録

### 1. 日 時

令和3年3月12日（金）

開会14時00分 閉会14時31分

### 2. 場 所

大牟田市庁舎302号会議室

### 3. 出席者

教育長：安田 昌則

委 員：山本 和夫、嶋田 桂子、東 秀樹、笹井 葉子

### 4. 欠席者

なし

### 5. 出席事務局職員

事務局長 中村 珠美、総務課長 平野 裕二、教育みらい創造室主査 松葉 茂、  
学校教育課長 平河 良、地域コミュニティ推進課長 徳川 昭彦、同課主査 浦川 一浩

### 6. 傍聴人数

0人

### 7. 開会の宣告等

14時00分、教育長が開会を宣告し、本日の議題について非公開の発議の有無の確認を行った。事務局長から、報告事項2及び議案第21号については人事に関する事項であるため非公開相当と思われる旨の報告があり、これを受けて、教育長から、報告事項2及び議案第21号を非公開とすることについて発議がなされ、採決の結果、全員一致で非公開とすることと決定した。

### （報告事項）

#### 1 地区公民館の在り方の検討について【地域コミュニティ推進課】

教育長 地区公民館の在り方の検討について（中間報告）について説明をお願いします。

地域コミュニティ推進課長 地区公民館の在り方の検討について（中間報告）について説明します。

（資料に基づき、以下の内容について説明及び報告）

- ・ 人口減少や学校再編などの動き、現在の地区公民館の利用状況や求められる機能、他の公共施設の方向性等を踏まえた今後の地区公民館の在り方について、今年度から社会教育委員の会議において具体的な検討を行っており、その協議内容を中間報告するもの。
- ・ 令和3年9月に、今後の地区公民館の在り方について、社会教育委員の会議からの提言を受ける予定。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。

委員 資料の「5」のアンケート結果抜粋の中の、「担当校区が5校区」等の「担当校区」とは、「主な対象区域」を意味するのでしょうか。

地域コミュニティ推進課長 はい。公民館設置条例施行規則において「主な対象区域」の規定の中に規定している校区を意味します。

委員 分かりました。

委員 同じく「5」中の「高校生の地区公民館の学習スペース」とは、自習室のようなものなのでしょうか。それとも、グループでの取組の勉強会のための場所のことでしょうか。

地域コミュニティ推進課長 現状では、地区公民館を貸館として利用できるのは、3名以上で組織された団体となっていて、個人学習については対象外となっています。このことについて、空いている部屋を個人学習で利用できないかという要望があったものです。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。  
(承諾する旨の声あり)

## 2 令和3年度教職員の人事について【学校教育課】

《大牟田市教育委員会会議規則第3条の規定により非公開》

### (審議事項)

#### 議案第20号 大牟田市立学校管理規則の一部改正について【学校教育課】

教育長 大牟田市立学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。

学校教育課長 大牟田市立学校管理規則の一部改正について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明)

- ・ 市立学校に勤務する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置として、当該教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるに当たり、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、標記規則の一部改正を行うもの。
- ・ 改正内容は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の勤務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)を踏まえたものであること。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。

委員 在校等時間の上限は、平成30年4月に報告を受けた「大牟田市教職員の働き方改革取組指針」に示されたものと同じですか。

学校教育課長 同じです。今回の改正は、それとあわせ、教育委員会として勤務実態を把握し、必要な服務監督を行うという意味があります。

委員 教育委員会が今後しっかり管理するように、ということですか。

学校教育課長 実際には、教育委員会が校長に委任し、校長が管理することになります。

委員 第27条第2項第1号の「100時間未満」だけが「未満」となっていますが、その意図が分かれば教えてください。

学校教育課長 文部科学省の告示に示されたものをそのまま規定したのですが、御存知のように、100時間を超えると、面談を実施したり、医師に診察していただくことが必要となりますので、その限界線という意味があります。

委員 それから、教員は労働基準法の適用を受けないということですが、医師の場合はあと3年の猶予期間があって、それを過ぎると労働基準法の適用を受けることになるのですが、教育現場についてはどうなのでしょう。

学校教育課長 教員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の適用を受けることから、労働基準法の適用外であり、その取り扱いについては、まだ整理がなされていません。ただし、県費事務職員については36協定の対象であり、36協定を結んでいます。

委員 36協定は組合員と締結しますが、この在校等時間の上限を超えて協定を締結してはだめだということですか。

学校教育課長 はい、そのとおりです。

教育長 他にありませんか。

無いうでしたら、原案のとおり承認してよろしいですか。  
(承諾する旨の声あり)

教育長 それでは承認します。

**議案第21号 令和3年度教職員の人事について【学校教育課】**

《大牟田市教育委員会会議規則第3条の規定により非公開》

教育長 その他にご意見、ご質問はありませんか。  
無いうでしたら、以上で3月定例会を終わります。

閉会 14時31分